○総務省告示第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第四号）の施行に伴い、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件を廃止する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件を廃止する告示

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月総務省財務省告示第二号）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省告示第八十六号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の項の第三欄の第一号中「掲げる業務」の下に「（機構法第十五条第二号（区分経理）に掲げる業務に該当するものを除く。）」を加え、同欄の第二号中「第三項第一号」を「第二項第一号」に、「第四項各号」を「第三項各号」に改める。

○財務省告示第八十七号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件（平成十二年二月大蔵省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

○財務省告示第九十号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
輸出統計品目表	輸出統計品目表
［略］	［同左］
［略］	［同左］
輸入統計品目表	輸入統計品目表
［略］	［同左］

別表第一(一)の項中「（基準省令）」の下に「第三十九条の三（準用）及び」を加え、同表(五)の項中「（基準省令）」の下に「第百五条の三（準用）及び」を加え、同表(七)の項中「（基準省令）」の下に「第百四十条の十五（準用）及び」を、「並びに」の下に「基準省令」を加え、同表(八)の項中「並びに」の下に「基準省令」を加える。

別表第二(一)の項中「並びに」の下に「同令」を加え、同表(二)の項中「提供並びに」の下に「同令」を加え、同表(三)の項中「並びに」の下に「同令」を加え、同項を同表(四)の項とし、同表(三)の項の次に次のように加える。

(三)　介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービス	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第十四条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供並びに同令第四十六条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供

別表第三(一)の項中「この表の(二)から(八)まで」を「以下この表」に改め、同表(三)の項中「（地域密着型基準省令）」の下に「第三十七条の三（準用）及び」を加え、同表(七)の項中「並びに」の下に「地域密着型基準省令」を加え、同表(九)の項中「の(九)から(十)まで」を削り、同表(十三)の項中「（介護予防基準省令）」の下に「第百六十六条（準用）及び」を、「並びに」の下に「介護予防基準省令」を加え、同表(十)の項中「並びに」の下に「介護予防基準省令」を加え、同表(十)の項及び(十一)の項を削る。

○財務省告示第八十八号

租税特別措置法第十条の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成二十三年六月財務省告示第二百十九号）は、平成三十年三月三十一日をもって廃止する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

○財務省告示第八十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第八項及び第二十八条第八項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文に次の一号を加える。

（再生可能エネルギー発電設備等の指定期間）

四　法第十一条第一項の表の第四号及び第四十三条第一項の表の第四号の規定の適用を受ける期間　平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで